やしお第一郎東京応援団

国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第二号

公職の候補者の氏名　鷲尾英一郎

公職の候補者に係る公職の種類　衆議院議員

報告年月日　22. 9. 21（22. 8. 31解散）

1　収入総額　2,400,000

前年繰越額　2,400,000

2　支出総額　2,400,000

3　支出の内訳　2,400,000

政治活動費　2,400,000

寄附・交付金　2,400,000

やしお会

国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名（第一号）　鷲尾英一郎

公職の候補者に係る公職の種類（第一号）　衆議院議員

公職の候補者の氏名（第二号）　鷲尾英一郎

公職の候補者に係る公職の種類（第二号）　衆議院議員

報告年月日　22. 9. 21（22. 8. 31解散）

1　収入総額　0

2　支出総額　0

○法務省告示第六百三十八号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年十二月二十四日

法務大臣　仙谷　由人

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）により新たに設置された登記所	平成二十三年一月三十一日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）により名称又は管轄が変更された登記所	平成二十三年一月三十一日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）により廃止された登記所	平成二十三年一月三十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により横浜の商業登記の事務が横浜南支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局の横須賀支局

平成二十三年一月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により千葉の商業登記の事務が千葉地方法務局松戸支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局の千葉支局

平成二十三年一月十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により岐阜の商業登記の事務が岐阜地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の岐阜地方法務局高山支局及び八幡支局

平成二十三年一月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により福井の商業登記の事務が福井地方法務局小浜支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福井地方法務局の福井支局及び鯖江地方法務局武生支局

平成二十三年一月十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により秋田の商業登記の事務が秋田地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の秋田地方法務局能代支局及び大館支局

平成二十三年一月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により山形の商業登記の事務が山形地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の山形地方法務局鶴岡支局及び酒田支局

平成二十三年一月三十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により福岡の商業登記の事務が福岡地方法務局久留米支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局久留米支局

平成二十三年一月十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により札幌の商業登記の事務が札幌法務局苫小牧支局及び札幌法務局の札幌支局及び日高支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合

平成二十三年一月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により名古屋の商業登記の事務が名古屋法務局半田支局及び津島支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の名古屋法務局半田支局及び津島支局

平成二十三年一月十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により和歌山の商業登記の事務が和歌山地方法務局橋本支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の和歌山地方法務局の和歌山支局

平成二十三年一月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により千葉の商業登記の事務が千葉地方法務局松戸支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局の千葉支局

平成二十三年一月十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により岐阜の商業登記の事務が岐阜地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の岐阜地方法務局高山支局及び八幡支局

平成二十三年一月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により福井の商業登記の事務が福井地方法務局小浜支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福井地方法務局の福井支局及び鯖江地方法務局武生支局

平成二十三年一月一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により秋田の商業登記の事務が秋田地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の秋田地方法務局能代支局及び大館支局

平成二十三年一月二十四日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により山形の商業登記の事務が山形地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の山形地方法務局鶴岡支局及び酒田支局

平成二十三年一月三十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により福岡の商業登記の事務が福岡地方法務局久留米支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局久留米支局

平成二十三年一月十一日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四十三号）の規定により札幌の商業登記の事務が札幌法務局苫小牧支局及び札幌法務局の札幌支局及び日高支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合

平成二十三年一月二十四日

附　則

この告示は、平成二十二年十二月二十四日から施行する。